

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">単板積層材についての検査方法</p> <p>1 適用範囲 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う単板積層材についての検査方法を規定する。</p> <p>2 引用規格 <u>次に掲げる引用規格等は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。これらの引用規格等は、その最新版を適用する。</u></p> <p>JAS 0701-1 単板積層材－第1部：一般要求事項 JAS 0701-2 単板積層材－第2部：試験方法 <u>単板積層材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成12年6月9日農林水産省告示第815号）</u></p> <p>3 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JAS 0701-1による。</p> <p>3.1 試料単板積層材 4 a)に係る理化学検査及び外面検査に供する単板積層材</p> <p>3.2 理化学検査 <u>温水浸せき剥離試験、冷水浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、水平せん断試験、ブロックせん断試験、含水率試験、寒熱繰返し試験、曲げ試験、めり込み試験、寸法測定、防虫処理試験、ホルムアルデヒド放散量試験、浸潤度試験又は吸収量試験に係る検査</u></p> <p>3.3 外面検査 <u>3.2以外の検査</u></p> <p>4 検査の種類 検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。</p> <p>a) 最終製品における検査 <u>次による。</u></p> <p>1) 検査を分けて理化学検査及び外面検査とする。</p>	<p style="text-align: center;">単板積層材についての検査方法</p> <p>1 適用範囲 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う単板積層材についての検査方法を規定する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>2.1 試料単板積層材 <u>3 a)</u>に係る理化学検査及び外面検査に供する単板積層材をいう。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 検査の種類 検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。</p> <p>a) 最終製品における検査</p> <p>1) 検査を分けて理化学検査（<u>温水浸せき剥離試験、冷水浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、水平せん断試験、ブロックせん断試験、含水率試験、寒熱繰返し試験、曲げ試験、めり込み試験、寸法測定、防虫処理試験、ホルムアルデヒド放散量試験、浸潤度試験又は吸収量試験に係る検査をいう。以下同じ。</u>）及び外面検査（<u>検査であって理化学検査以外のものを</u></p>

2)・3) (略)

4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**箇条 5**に定めるところによる。

b) 製造工程における検査 製造工程における検査は、**箇条 6**に定めるところによる。

5 最終製品における検査

5.1 第1種検査方法

5.1.1 抽出の割合等

5.1.1.1 造作用単板積層材

a) 理化学検査 化粧加工を施さないものにあつては製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする 10 日以内の製造荷口を、化粧加工を施したのものにあつては製造条件が同一と認められる 10 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 0701-1**の **B.1**による。

b) (略)

表 1 (略)

5.1.1.2 構造用単板積層材

a) 理化学検査 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする 10 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 0701-1**の **B.1**による。

b) (略)

表 2 (略)

5.1.2 検査に係る格付の基準

5.1.2.1 造作用単板積層材

a) 理化学検査 **JAS 0701-2**によって試験を行い、その結果、**JAS 0701-1**の **B.2**によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査 **JAS 0701-1**によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、**表 3**の左欄に掲げる試料単板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の単板積層材を合格とし、その等級に格付する。

表 3 (略)

5.1.2.2 構造用単板積層材

a) 理化学検査 **JAS 0701-2**によって試験を行い、その結果、**JAS 0701-1**の **B.2**によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査 **JAS 0701-1**によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、**表 4**の左欄に掲げる試料単板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合

いう。以下同じ。)とする。

2)・3) (略)

4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る判定の基準は、**箇条 4**に定めるところによる。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、**箇条 5**に定めるところによる。

4 最終製品における検査

4.1 第1種検査方法

4.1.1 抽出の割合等

4.1.1.1 造作用単板積層材

a) 理化学検査

化粧加工を施さないものにあつては製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする 10 日以内の製造荷口を、化粧加工を施したのものにあつては製造条件が同一と認められる 10 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 0701-1**の**附属書 B B.1**による。

b) (略)

表 1 (略)

4.1.1.2 構造用単板積層材

a) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする 10 日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、**JAS 0701-1**の**附属書 B B.1**による。

b) (略)

表 2 (略)

4.1.2 検査に係る格付の基準

4.1.2.1 造作用単板積層材

a) 理化学検査

JAS 0701-2によって試験を行い、その結果、**JAS 0701-1**の**附属書 B B.2**によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

4.1.1.1 b)の規定によって抽出した各試料単板積層材について**JAS 0701-1**に基づいてその外面検査を行い、その結果、単板積層材の等級及び種別の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、**表 3**の左欄に掲げる試料単板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、その検査荷口の単板積層材をその等級及び種別に合格とする。

表 3 (略)

4.1.2.2 構造用単板積層材

a) 理化学検査

JAS 0701-2によって試験を行い、その結果、**JAS 0701-1**の**附属書 B B.2**によって合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

4.1.1.1 b)の規定によって抽出した各試料単板積層材について**JAS 0701-1**に基づいてその外面検査を

格とする数以上であるときは、当該検査荷口の単板積層材を合格とし、その等級及び種別に格付する。

表 4 (略)

5.2 第 2 種検査方法への移行

5.1 によって検査を行った結果、その検査荷口のものが連続して 5 回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5.3 による。

5.3 第 2 種検査方法

5.3.1 抽出の割合等

5.3.1.1 造作用単板積層材

a) 理化学検査 5.1.1.1 a)の規定を準用する。この場合において、同 5.1.1.1 a)中“製造条件”とあるのは“5.2の規定によって検査が 5.3に定めるところによることとなった造作用単板積層材で製造条件”と、“10 日分”とあるのは“30 日分”と読み替える。

b) (略)

5.3.1.2 構造用単板積層材

a) 理化学検査 5.1.1.2 a)の規定を準用する。この場合において、同 5.1.1.2 a)中“製造条件”とあるのは“5.2の規定によって検査が 5.3に定めるところによることとなった構造用単板積層材で製造条件”と、“10 日分”とあるのは“30 日分”と読み替える。

b) 外面検査 5.1.1.2 b)の規定を準用する。この場合において、5.1.1.2 b)の表 2 は、表 5 のように読み替える。

表 5 (略)

5.3.2 検査に係る格付の基準

5.3.2.1 造作用単板積層材

a) 理化学検査 5.1.2.1 a)の規定を準用する。

b) 外面検査 JAS 0701-1 によって外面検査を行い、その結果、造作用単板積層材の等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が 69 枚 (本) 以上であるときは、その検査荷口の単板積層材を合格とし、その等級に格付する。

5.3.2.2 構造用単板積層材

a) 理化学検査 5.1.2.2 a)の規定を準用する。

b) 外面検査 5.1.2.2 b)の規定を準用する。この場合において、5.1.2.2 b)の表 4 は、表 6 のように読み替える。

表 6 (略)

行い、その結果、単板積層材の等級及び種別の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 4 の左欄に掲げる試料単板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、その検査荷口の単板積層材をその等級及び種別に合格とする。

表 4 (略)

4.2 第 2 種検査方法への移行

4.1 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口の単板積層材が連続して 5 回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、4.3 に定めるところによる。

4.3 第 2 種検査方法

4.3.1 抽出の割合等

4.3.1.1 造作用単板積層材

a) 理化学検査 4.1.1.1 a)の規定を準用する。この場合において、4.1.1.1 a)中“製造条件”とあるのは“4.2の規定によって検査が 4.3に定めるところによることとなった造作用単板積層材で製造条件”と、“10 日分”とあるのは“30 日分”と読み替えるものとする。

b) (略)

4.3.1.2 構造用単板積層材

a) 理化学検査 4.1.1.2 a)の規定を準用する。この場合において、4.1.1.2 a)中“製造条件”とあるのは“4.2の規定によって検査が 4.3に定めるところによることとなった構造用単板積層材で製造条件”と、“10 日分”とあるのは“30 日分”と読み替えるものとする。

b) 外面検査

4.1.1.2 b)の規定を準用する。この場合において、4.1.1.2 b)の表 2 は、表 5 のように読み替えるものとする。

表 5 (略)

4.3.2 検査に係る格付の基準

4.3.2.1 造作用単板積層材

a) 理化学検査

4.1.2.1 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

4.3.1.1 b)の規定によって抽出した各試料単板積層材について JAS 0701-1 に基づいてその外面検査を行い、その結果、単板積層材の等級及び種別の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が 69 枚 (本) 以上であるときは、その検査荷口の単板積層材をその等級及び種別に合格とする。

4.3.2.2 構造用単板積層材

a) 理化学検査

4.1.2.2 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

4.1.2.2 b)の規定を準用する。この場合において、4.1.2.2 b)の表 4 は、表 6 のように読み替えるものとする。

表 6 (略)

5.4 第1種検査方法への移行

5.3によって検査を行った結果、その検査荷口の単板積層材がその等級及び種別に合格しなかったときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**5.1**による。

6 製造工程における検査

6.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする原則として1日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程〔単板積層材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成12年6月9日農林水産省告示第815号）の**4.2.2 d**〕に規定する内部規程をいう。以下同じ。〕による。

6.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種別の品質管理内部規程に基づく品質管理の基準を満たすときは、当該検査荷口を合格とし、その等級及び種別に格付する。

4.4 第1種検査方法への移行

4.3に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口の単板積層材が単板積層材の等級及び種別に合格とされない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**4.1**に定めるところによる。

5 製造工程における検査

5.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする原則として1日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程〔単板積層材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成12年6月9日農林水産省告示第815号）の**2.2.2 d**〕に規定する内部規程をいう。以下同じ。〕に定めるところによる。

5.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口を合格に格付する。